

お客様各位

丸八信用組合

金融商品販売等に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に関しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- 1 お客様の資産運用目的、知識、経験及び財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品の説明を行います。
- 2 商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。
その際、お客様には適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明します。
- 3 お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 4 誠実・公正な勧誘に心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。

以上